

一般財団法人 大分県建築住宅センター
住宅性能評価等業務約款

(責 務)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）、同法施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）及び評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人大分県建築住宅センター住宅性能評価等業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を第3条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 甲は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関することを申請書に明記しなければならない。
 - 5 甲は、業務規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を第4条第2項に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 8 乙は、前項に規定する協力が得られない等により、業務上必要な検査が行えない場合又は、評価業務遂行に必要な申請に係る住宅に関する情報の提供が行われない場合にあっては、評価業務を中断し又は中止することができる。
 - 9 乙は、建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第7項の規定による検査済証の交付がなければ業務規程第19条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わない。ただし、同法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅に係る申請の場合及び同法第7条の6第1項第1号又は同法第18条第13項第1号の規定による仮使用の認定を受けた場合を除く。

(対象住宅及び評価業務の範囲)

- 第2条 評価業務の対象となる住宅及び評価業務の範囲は、新築住宅における住宅性能評価申請書（設計住宅性能評価申請書又は建設住宅性能評価申請書をいう。）に記載のとおりとする。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 設計住宅性能評価業務 引受承諾書に定める日

(2) 建設住宅性能評価業務(新築住宅) 完成検査(完成した住宅に係る実地検査をいう。)を行った日又は建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第7項に規定する検査済証の提出があった日のいずれか遅い日から7日を経過する日

(3) 長期使用構造等確認業務 引受承諾書に定める日

2 乙は、甲が第1条第5項、6項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については、甲乙協議して定める。

(料金の額、支払い方法及び支払期日)

第4条 甲は、業務規程に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の料金を、第2項に定める期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座への振込送金により納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の収納方法によることができる。

2 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 設計住宅性能評価の料金 設計住宅性能評価書又は設計住宅性能評価書を交付できない旨の通知書の交付日

(2) 建設住宅性能評価の料金 引受承諾書に定める第1次中間検査予定日の前日

(3) 長期使用構造等確認の料金 長期使用構造等である旨の確認書又は長期使用構造等でない旨の確認書の交付日

(4) 別途協議にて、支払方法を定める場合の支払期日は、甲乙協議の上決定した日

3 甲が、前項各号に掲げる料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、当該料金の区分に応じ、次の各号に定める設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書(以下「評価書等」という。)を交付しない。この場合において、乙が評価書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(1) 設計住宅性能評価の料金 設計住宅性能評価書

(2) 建設住宅性能評価の料金 建設住宅性能評価書

(3) 長期使用構造等確認の料金 長期使用構造等確認書

(設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認における審査中の計画変更)

第5条 甲は、設計住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の設計評価提出図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。

- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。
- 4 前3項の規定は、長期使用構造等確認の契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またはその見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち設計住宅性能評価業務及び長期使用構造等確認業務の場合、乙は、既に支払われている料金を甲に返還せず、また、当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。建設住宅性能評価業務の場合、乙は、別に定める業務規定に基づき料金の一部を返還する等ができるものとする。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合、乙は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 2 前項の契約解除のうち設計住宅性能評価の場合、乙は既に支払われている料金を甲に返還せず、また、当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。建設住宅性能評価の場合、乙は、別に定める業務規定に基づき料金の一部を返還する等ができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価がなされた場合
 - (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、設計住宅性能評価を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規程に適合することを保証するものではない。
- 3 乙は、建設住宅性能評価を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証するものではない。

(個人情報)

第9条 乙は、住宅性能評価申請書により提供を受けた個人情報は次ぎの各号の目的に利用する。

- (1) 住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務
- (2) 法令に基づく評価書の保管および行政等への報告
- (3) 評価の結果による各種統計処理（個人情報が特定できないものに限る）
- (4) 住宅性能評価に関するお知らせ、情報サービス等

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項または、この契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は2021年4月1日より施行する。

(附則)

この約款は2022年2月20日より施行する。

(附則)

この約款は2022年10月1日より施行する。

(附則)

この約款は2023年8月1日より施行する。